

(2) 世界文化遺産の適切な保存・管理の推進

勧告	説明図表番号
<p><b>ア 文化財保護法に基づく保存・管理の推進</b></p> <p><b>(7) 落書きによる重要文化財等のき損</b></p> <p>重要文化財等の所有者等は、文化財保護法第 33 条又は第 120 条により、重要文化財等の全部又は一部のき損等があった場合には、書面をもって、その事実を知った日から 10 日以内に、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会（以下「都道府県等教育委員会」という。）を經由して文化庁長官に届け出なければならないとされている。</p> <p>文化庁は、落書きについてはき損に該当し、新たに書き込まれたものを発見した場合にはき損届の提出が必要となるが、古い落書きなどは必ずしも届出を要しないとしている。また、重要文化財等の所有者等から新たな落書きが発見された旨の連絡があった場合、文化庁に対するき損届の提出を求め、同時に犯罪行為として警察署に対し被害届を提出するよう所有者等を指導することとしている。</p> <p>今回、我が国の世界文化遺産に登録されている重要文化財等である 117 構成資産（14 遺産）のうち 78 構成資産（14 遺産）について、所有者等における保存・管理の実施状況を調査した結果、次のとおり、所有者等が落書きによるき損について必ずしも適切に対応していない状況がみられた。</p> <p><b>a き損の把握状況及びき損届の提出状況</b></p> <p>文化庁は、平成 26 年度にき損届を 537 件受理しており、このうち落書きは 8 件となっている。</p> <p>今回調査した世界文化遺産に登録されている重要文化財等である 78 構成資産（14 遺産）についてみると、落書きによるき損が 10 構成資産（6 遺産）で計 15 件みられたが、このうち、き損届が提出されていることが確認できたのは 1 構成資産（1 遺産）1 件で、4 構成資産（2 遺産）5 件については、き損届が未提出となっている。また、6 構成資産（4 遺産）9 件については、文化庁においてデータベース等による過去の記録が残っておらず、提出状況を確認できなかった。</p> <p>き損届は、文化庁がき損の状況を把握する主要な手段となっているが、上記のき損届が未提出又は文化庁において提出の確認ができなかった 10 構成資産（6 遺産）14 件については、文化庁では落書きの発生自体を承知しておらず、対応の必要性等の検討・判断及びそれを踏まえた所有者等に対する指導の事実の確認できなかった。</p> <p><b>b 未届けの理由</b></p> <p>調査した都道府県等教育委員会の中には、当省が把握した落書き事</p>	<p>図表 2－(2)－ア－(ア)－①</p> <p>図表 2－(2)－ア－(ア)－②</p> <p>図表 2－(2)－ア－(ア)－②－i～ii</p>

勧告	説明図表番号
<p>案に係る未届けの理由として、落書きについては、これまで文化庁からき損届の提出の励行などの特段の指導がなく、届出を要するき損であるとの認識がなかったことを挙げているものがみられた。このことから、落書きがき損に該当し、原則届出が必要であることについて、都道府県等教育委員会や重要文化財等の所有者等に周知徹底されていないことが未届けの要因の一つであると考えられる。</p> <p><b>c 落書きの把握の必要性</b></p> <p>落書きについては、文化庁は修理のために木材を削ることなどは、かえって文化財を傷めることにつながるおそれがあるとして、安易に行うべきではないとの立場をとっているように、一律に修理を行うことが最善とは限らないということも事実であると考えられる。</p> <p>他方、落書きの修理が必要か否かを判断するためには、まずは落書きの状況を把握することが必要不可欠である。すなわち、所有者等に落書き事案を適切に文化庁に届け出させ、文化庁として対応の必要性等の検討・判断を行い、それを踏まえた所有者等に対する助言等を行う必要があると考えられる。また、提出されたき損届により把握した情報を適切に記録し、管理することは、世界文化遺産のみならず重要文化財等の適切な保存・管理の取組の前提となるものとして重要である。</p> <p>落書きは、一つ一つは小さなものであっても、それらが拡散して大きな被害を招くおそれがあり、世界遺産委員会においても、遺産の意図的な破壊として、資産に影響を与える要因と認識されていることから、決して軽視できないものである。</p> <p>文化庁は、平成 27 年 2 月以降、顕在化した油による文化財の汚損（き損）被害を受けて、「文化財の防犯体制の徹底について」（平成 27 年 4 月 8 日付け 27 庁財第 26 号）を発出し、所有者等に対して、文化財に異常を発見した場合には、速やかに地元市町村及び都道府県教育委員会を通じて文化庁へ連絡するよう求めているが、落書きについても、遺産の意図的な破壊という点では油による汚損と同種であり、所有者等が適時的確に把握し、文化庁にき損届を提出する必要がある事象と考えられる。</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、文部科学省は、世界文化遺産の構成資産を始めとする重要文化財等の適切な保存・管理を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 世界文化遺産に登録されている重要文化財等の落書きの状況を的確に把握するため、所有者等や都道府県等教育委員会に対して、</p>	<p>図表 2－(2)－ア－(ア)－③</p>

勧告	説明図表番号
<p>i) 落書きについては、き損に該当すること</p> <p>ii) 落書きについてのき損届の提出の励行を周知徹底すること。</p> <p>また、提出されたき損届により把握した情報を適切に記録し、管理するとともに、重大・重篤な落書きについては、文化庁においても対応の必要性等の検討・判断を適切に行い、修理が必要と判断されるものについては、所有者等が適切な措置を講ずることができるよう助言等の支援を行うこと。</p> <p>② 世界文化遺産以外の重要文化財等についても、上記と同様の措置を講ずること。</p>	

図表 2-(2)-ア-(7)-① 重要文化財等に係るき損届についての規定

○ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）〈抜粋〉

（滅失、き損等）

第 33 条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から 10 日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

第 7 章 史跡名勝天然記念物

第 120 条 所有者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条、第 33 条並びに第 115 条第 1 項及び第 2 項（同条第 2 項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第 35 条及び第 47 条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第 56 条第 1 項の規定を、管理責任者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条第 3 項、第 33 条、第 47 条第 4 項及び第 115 条第 2 項の規定を準用する。

（注）下線は当省が付した。

図表 2-(2)-ア-(7)-② 落書きによる重要文化財等のき損事例（一覧表）

No.	世界文化遺産名	事例の概要	き損届の提出状況 (受理年月日)
1	法隆寺地域の仏教 建造物	国宝に指定されているA寺社の門に文字が彫ら れているもの	文化庁の記録なし
2		重要文化財に指定されているA寺社の土塀に文字 が彫られているもの  【き損届受領後の文化庁の措置概要】 教育委員会の修理技術者による指導で対応可能と判断し、 同委員会に対応を委ねた。その後、同委員会から、文化財へ の影響を考慮して修理は実施されなかった旨の報告を受け、 これを了承した。	提出 (平成 25 年 11 月 28 日)
3	古都京都の文化財 (京都市、宇治市、 大津市)	重要文化財に指定されているB寺社の建造物の壁に 傷が付けられているもの	未提出
4		国宝に指定されているC寺社の建造物の扉に文字が 彫られているもの	未提出
5		重要文化財に指定されているD寺社の建造物の壁に 文字が彫られているもの	未提出
6		重要文化財に指定されているD寺社の建造物の壁に 文字が彫られているもの	未提出
7	巖島神社	重要文化財に指定されているE寺社の建造物の柱に ペンによる落書きや文字が彫られているもの	未提出
8	古都奈良の文化財	国宝に指定されているF寺社の建造物の柱及び壁に ペンによる落書きや文字が彫られており、また、塗 料により手形が付けられているもの	文化庁の記録なし
9		国宝に指定されているF寺社の門に文字が彫ら れているもの	文化庁の記録なし
10		国宝に指定されているF寺社の建造物の壁にペンに よる落書きや文字が彫られているもの	文化庁の記録なし
11		重要文化財に指定されているF寺社の門に塗料によ り手形が付けられているもの	文化庁の記録なし
12		重要文化財に指定されているG寺社の門に文字が彫 られているもの	文化庁の記録なし
13		重要文化財に指定されているH寺社の門に文字が彫 られているもの	文化庁の記録なし
14	紀伊山地の霊場と 参詣道	史跡に指定されているI史跡の石畳に文字が彫ら れているもの	文化庁の記録なし
15	平泉－仏国土（浄土） を表す建築・庭園及び 考古学的遺跡群－	特別史跡に指定されているJ史跡の建造物の壁にペ ンによる落書きや文字が彫られているもの	文化庁の記録なし


(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-ア-(7)-②-i 落書きによる重要文化財等のき損の例 (No. 6 の例)

世界文化遺産名	古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）
文化財分類	重要文化財
き損の状況	<p data-bbox="448 286 1428 362">朱塗りの外壁に硬い鋭利な物で彫り込まれたと考えられる落書きが広範囲にわたって多数認められた。</p> <div data-bbox="549 414 1361 1016" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="549 1099 1361 1751" data-label="Image"> </div>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-ア-(7)-②-ii 落書きによる重要文化財等のき損の例 (No. 13 の例)

世界文化遺産名	古都奈良の文化財
文化財分類	重要文化財
き損の状況	<p data-bbox="475 286 1321 320">門に硬い鋭利なもので彫り込まれたと考えられる落書きが認められた。</p> 

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-ア-(7)-③ 「文化財の防犯体制の徹底について」(平成 27 年 4 月 8 日付け 27 庁財第 26 号)

標記の件については、従来から御協力をいただいているところですが、本年 2 月以降、京都府及び奈良県で、寺社等に油のような液体が撒布され、重要文化財（国宝を含む。）に指定されている建造物や仏像を汚損する被害が相次いでいます。

貴教育委員会におかれては、文化財保護法により指定、選定、登録されている貴管轄区域内文化財の更なる防犯対策の徹底について、下記のことを踏まえ、所有者や管理責任者、管理団体等（以下「所有者等」という。）に御指導、御助言くださいますようお願いいたします。

記

1. 所有者等と日常管理体制の再確認に努め、防犯体制の強化の必要性について注意を喚起すること。
2. 見回り及び点検により文化財に異常を発見した場合には、速やかに地元市町村及び都道府県教育委員会を通じて文化庁担当課と情報共有が図れるよう、改めて連絡体制を確認すること。
3. 文化財の防犯設備が不十分と考えられる場合には、文化庁の補助事業を活用するなどして設備の充実を図るよう、所有者等に助言すること。

(注) 下線は当省が付した。